下水道事業

下水道の使用にあたって

4月から下水道が使用できるようになりますが、下水道は、自然環境や生活環境を良好にしていくための公共施設です。

下水道には、何でも流して良いわけではありません。適切に使用していただけないと、故障や詰りの原因となりますので使用にあたっては、以下のような事項に協力いただきます。

○水洗トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さない。
○台所では、残飯や野菜くずなどを流さない。
○流し台に熱湯を流さない。
○天ぷら油やサラダ油などの廃油を流さない。
○風呂・洗面所では、毛髪などを流さない。
○下水道に雨水を流さない。

注意

最近、県下において次のような事項が報告されています。

①市職員を装い、法律上の義務があるような説明をし、排水設備の修理や清掃をして、代金を請求する。
②役所から委託を受けているようなことをいい、排水設備の修理や清掃をせまる。
③無償で排水設備を点検し不良箇所を見つけ、修理などをせまる。

このようなことがありましたら早急に下水道課に連絡をください。

家庭内の排水設備の施工及び維持管理は、下水道指定工事店に依頼してください。

問合先　下水道課

～水道料金納入済通知書（納付書）の様式が変わります～

平成16年4月から下水道が都留市の一部区域〔田野倉・小形山・大原・井倉（九鬼）・川茂・古川渡・四日市場（富士見台・月見ヶ丘）・上谷・田原〕で供用開始となります。その下水道使用料の納付書の発送・収納管理事務は水道課に委託される予定です。このため、従来の上水道料金の納付書・検針票が2月請求分から変更になり、新しく「汚水排除量」と「下水道使用料」の項目が追加されます。この新しい納付書では、上水道料金と下水道使用料とを一緒に納めていただくことになりますが、上水道料金のみの場合には空欄となります。なお、新しい納付書は、はがき形式で両面をはがして開いてからご使用していただくようになっておりますのでご注意ください。

また、納付書でのお支払方法はこれまでと同じです。口座振替の方は、これまでの水道料金の振替日が、上水道料金及び下水道使用料の振替日となります。

○新しい納入済通知書（はがきを開いた状態）

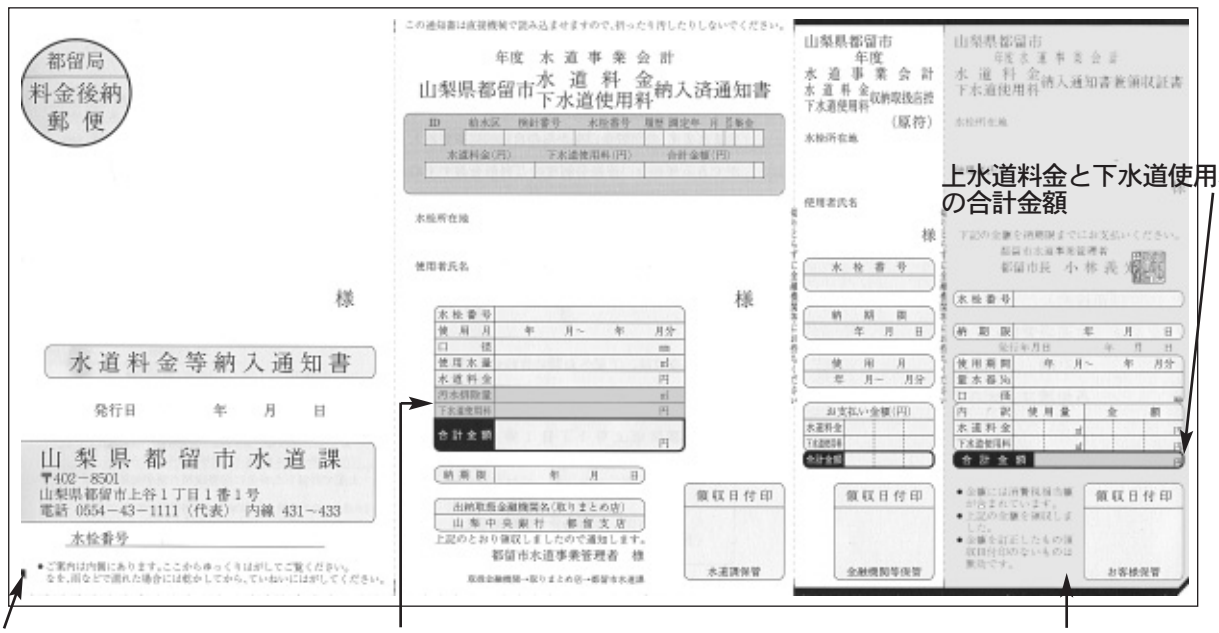

ここからゆっくりはがしてください

追加された下水道使用料金の項目
（注：上水道料金のみの場合には空欄となります）

納付後のお客様保管用

問合先　水道課

なお、下水道の受益者負担金、排水設備などの下水道に関することは、下水道課に直接お問い合わせください。